

加西市社会教育推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加西市教育事業（教育委員会関係）補助金交付要綱第14条に基づき、教育委員会が「加西市社会教育推進事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、加西市に登録がある自治会とする。

2 事業の企画・運営は、各自治会の社会教育推進員が自治会員と連携、もしくは主となって行うこととする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、社会教育推進員設置要綱第5条第6号に基づき、次に掲げる事業とする。

(1) 公民館と連携・協働する事業

(2) 地域住民の参加と交流を促進する事業

(3) 青少年健全育成を推進する事業

(4) 家庭教育を推進する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育及び地域活動の推進に寄与する事業で加西市教育長（以下「市教育長」という。）が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

(1) 営利を目的とする事業又は宗教的若しくは政治的活動を目的とする事業

(2) 国又は地方公共団体から他の助成を受ける事業

(3) 前号に掲げるもののほか、市教育長が適当でないと認める事業

(活動期間)

第4条 補助の対象となる事業の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、活動に直接必要となる経費であり、次の名号に掲げるものとする。

- (1) 講師等の謝礼及び旅費、交通費
- (2) 事業に必要な消耗品費
- (3) 会議用飲料等の食糧費
- (4) 広報に係るチラシ等の印刷製本費
- (5) 切手等の通信運搬費
- (6) 会場等の使用料及び借上料
- (7) 事業保険料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市教育長が特に必要と認めるもの。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助金の必要対象経費の実支出額とし、補助金額は予算の範囲内で1自治会当たりの上限額は2万円とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付申請は、補助対象事業を開始しようとする30日前までに補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める資料を添えて市教育長へ提出しなければならない。なお、補助金の交付申請は、同一年度内において、補助対象事業者につき1回限りとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市教育長が必要と認める書類

(事業報告)

第8条 補助対象経費に係るすべての活動が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日に、補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に定める資料を添えて市教育長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 支出精算書(領収書の写しの添付は不要とする)
- (3) 事業開催の様子がわかるもの(写真、チラシ等)
- (4) その他市教育長が必要と認める資料

- 2 補助金の交付を受けた自治会は、前項第2号の規定に関わらず、補助事業に係る領収書等の証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 市教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、前項の証拠書類の提出を求めることができる（加西市補助金等交付規則第7条準用）

(その他)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。